

事例４ 富士フイルム(株)による(株)日立製作所の画像診断事業及びヘルスケアＩＴ事業の統合

第１ 当事会社

富士フイルム株式会社（法人番号2010401064789）（以下「富士フイルム」という。）は、主に医療機器製造販売業等を営む会社である。

株式会社日立製作所（法人番号7010001008844）（以下「日立製作所」という。）は、主に情報・通信システムの製造販売業等を営む会社である。

以下、富士フイルムと既に結合関係が形成されている企業の集団を「富士フイルムグループ」といい、日立製作所と既に結合関係が形成されている企業の集団を「日立製作所グループ」という。また、富士フイルムグループ及び日立製作所グループを併せて「当事会社グループ」という。

第２ 本件の概要及び関係法条

本件は、富士フイルムが、日立製作所から分割される画像診断事業及びヘルスケアＩＴ事業の一部を承継した株式会社富士フイルムヘルスケア（法人番号5040001112100）の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第１０条である。

なお、当事会社グループが製造販売する商品等の間で競合又は取引関係にあるものは多数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた超音波内視鏡及び超音波観測装置について詳述したものである。

（参考）海外競争当局との連絡調整

本件については、海外競争当局も審査を行っており、当委員会は、オーストリア連邦競争庁、中国市場監督管理総局、ドイツ連邦カルテル庁及び米国連邦取引委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

第３ 一定の取引分野

１ 商品の概要

（１）超音波内視鏡

超音波内視鏡は、内視鏡の先端に超音波内視鏡用プローブ¹が組み込まれたものであり、超音波観測装置と接続して使用される。

超音波内視鏡による検査においては、内視鏡を口から挿入し、食道、胃、

¹ 超音波を受発信する装置。

十二指腸を通して肝臓、膵臓、脾臓などの臓器付近まで内視鏡を前進させ、管腔内において、先端のプローブから超音波を発信し、対象からの反射波を受信することにより、精密な画像を描出することができる。

(2) 超音波観測装置

超音波観測装置は、超音波内視鏡の先端のプローブで受信した超音波を分析する装置である。

超音波観測装置は、需要者において体表用のプローブ（体の表面に直接当て、超音波の送受信を行う装置）を付け替えることができないボックス型と体表用のプローブを付け替えることができる据置型がある。

ボックス型超音波観測装置は、ボックス型超音波内視鏡システムの一部を構成する装置であり、ボックス型超音波内視鏡システムメーカーは、ボックス型超音波観測装置を自社のボックス型超音波内視鏡システムに組み込んで販売しており、ボックス型超音波観測装置単体で他社には販売されていない。

据置型超音波観測装置は、医療機関等において、超音波内視鏡と別々に購入され、組み合わせて使用されている。据置型超音波観測装置は、ボックス型超音波観測装置に比べて機能の豊富さや画質の点で高機能であることから、大学病院、がんセンターといった専門性の高い医療機関や研究機関において使用されている。

2 商品範囲

(1) 超音波内視鏡

内視鏡には超音波内視鏡のほか、超音波機能を持たない内視鏡がある。超音波内視鏡は、超音波機能を持たない内視鏡とは用途及び目的が異なり、需要者であるボックス型超音波内視鏡システムメーカー及び医療機関等は超音波機能を持たない内視鏡を超音波内視鏡と代替的に使用することはできないことから、需要の代替性はない。

また、超音波内視鏡は、その開発及び製造に超音波機能を持たない内視鏡にはない超音波技術が必要となり、超音波機能を持たない内視鏡のメーカーが短期間のうちに多大なコストを掛けることなく製造販売することは困難であることから、超音波内視鏡と超音波機能を持たない内視鏡との供給の代替性もない。

以上のことから、本件では、「超音波内視鏡」を商品範囲として画定した。

(2) 据置型超音波観測装置

前記 1 (2) のとおりボックス型超音波観測装置は、ボックス型超音波内視鏡システムに組み込んで医療機関に対して販売されており、それ単体で販売されていない。据置型超音波観測装置は医療機関等に対して販売されている。

また、超音波観測装置メーカーがそれぞれ別のタイプの超音波観測装置を短期間で開発して製造販売することは困難であることから、ボックス型超音波観測装置と据置型超音波観測装置の供給の代替性は限定的である。

以上のことから、「据置型超音波観測装置」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

前記 2 で商品範囲を画定したいずれの商品も、各商品の需要者は日本全国のメーカーからこれらの商品を購入している。

また、これらの商品のメーカーは、日本全国において販売していることに加え、地域によって価格が異なる事情もない。

以上のことから、前記 2 で画定した各商品について、「日本全国」として地理的範囲を画定した。

第 4 本件行為が競争に与える影響

富士フイルムグループは、現在、自社で製造販売するボックス型超音波内視鏡システム用に超音波内視鏡を内製しているものの、据置型超音波観測装置と接続可能な超音波内視鏡を製造販売していない。しかし、本件行為後、富士フイルムグループは、同グループが内製している超音波内視鏡の仕様を変更するなどして、日立製作所グループ（本件行為後は富士フイルムグループ）の製造販売する据置型超音波観測装置との接続性を確保した超音波内視鏡を製造販売することが想定される。このため、超音波内視鏡及び据置型超音波観測装置は、共通の需要者である医療機関等に販売されていることから、本件は超音波内視鏡及び据置型超音波観測装置の製造販売業の混合型企業結合に該当する。

1 当事会社の地位及び競争事業者の状況

(1) 超音波内視鏡

超音波内視鏡を製造販売している事業者はA社以外には存在しない。

【令和元年度における超音波内視鏡の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	100%
合計		100%

(2) 据置型超音波観測装置

据置型超音波観測装置を製造販売しているのは日立製作所グループ以外には存在しない。

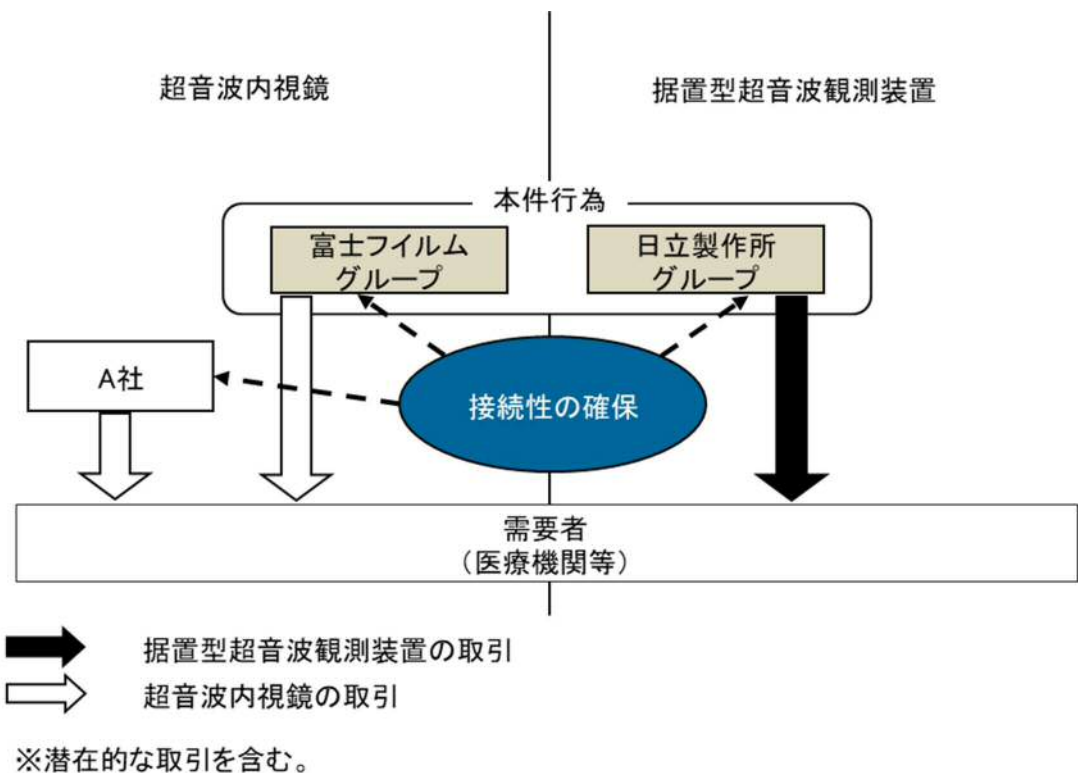
【令和元年度における据置型超音波観測装置の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	日立製作所グループ	100%
合計		100%

2 超音波内視鏡市場における市場の閉鎖性・排他性

富士フイルムグループは、本件統合の目的の一つとして、当事会社グループの事業は補完的な関係にあり、統合後の富士フイルムグループは、幅広いラインナップによるトータルソリューションの提供が可能となるとしている。

本件行為後、富士フイルムグループが、本件行為前に日立製作所グループが製造販売していて、本件行為後に富士フイルムグループが製造販売することとなる据置型超音波観測装置と接続性のある超音波内視鏡の製造販売を開始することが考えられる。本件行為後の富士フイルムグループが、同社の据置型超音波観測装置とA社が製造販売する超音波内視鏡との接続性の程度を、富士フイルムグループが製造販売する超音波内視鏡との接続性の程度よりも低下させる、又は本件行為後の富士フイルムグループが需要者に提供する据置型超音波観測装置に係る各種サービスについて、富士フイルムグループの需要者に対するものよりも不利にする等、A社を富士フイルムグループと差別的に取り扱うことにより、A社を競争上不利な立場に置き、超音波内視鏡市場における市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性があることから、以下検討する。



(1) 市場閉鎖を行う能力

据置型超音波観測装置を製造販売しているのは、日立製作所グループのみである。

したがって、当事会社グループは、市場閉鎖を行う能力はありと認められる。

(2) 市場閉鎖を行うインセンティブ

本件行為後の富士フイルムグループが、据置型超音波観測装置と超音波内視鏡との接続性に関し、富士フイルムグループの競争事業者であるA社の超音波内視鏡を、富士フイルムグループの超音波内視鏡よりも新製品の開発等において不利に扱う、又は、本件行為後の富士フイルムグループが需要者に提供するアフターサービス等の各種サービスについて、富士フイルムグループの需要者に対するものに比してA社の需要者に対するものを不利にするなど、A社を競争上不利な立場に置き、排除することにより、富士フイルムグループの超音波内視鏡の売上げを増加させ、その結果、富士フイルムグループの超音波内視鏡の利益を増加させる可能性があると考えられる。

以上のことから、当事会社グループは、市場閉鎖を行うインセンティブがあると認められる。

3 据置型超音波観測装置市場における市場の閉鎖性・排他性

据置型超音波観測装置は、日立製作所グループのみが製造販売していることから、据置型超音波観測装置市場の閉鎖性・排他性の問題は生じない。

4 秘密情報の共有

A社が超音波内視鏡を開発する際には、日立製作所グループの据置型超音波観測装置との接続性を確保するため、それらの開発に係る情報など、競争上の秘密情報が日立製作所グループと共有されている。

本件行為により、富士フイルムグループは、A社の製品開発、営業情報等の競争上の秘密情報を入手し、当該情報を自己に有利に用いることにより、A社が競争上不利な立場におかれ、超音波内視鏡市場における市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性が考えられる。

5 小括

以上のことから、超音波内視鏡市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が認められる。

第5 当事会社による問題解消措置の申出

本件行為により、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある旨、当事会社に対して伝えたところ、当事会社から、以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）を採る旨の申出があった。

1 据置型超音波観測装置と超音波内視鏡との接続性の確保等

日立製作所グループが製造販売する据置型超音波観測装置とA社の超音波内視鏡との接続性の確保等を継続するとともに、不当に差別的に取り扱わない。

2 情報遮断措置

A社の競争上の秘密情報へのアクセスが可能な者を定め、アクセス権限のない者によるアクセスを制限するためのパスワードを設定するなどの措置を講じる。

また、当該秘密情報に接する者は、一定期間、富士フイルムグループの超音波内視鏡事業に関与させない。

加えて、当該秘密情報に接する者は、当該秘密情報の取扱いについての守秘義務を定め、当該義務に違反した場合には処分を受けることとなる旨の誓約書を作成し、記載事項を遵守する。

3 定期報告

当事会社は、前記 1 及び 2 の遵守状況について、本件行為日から 3 年間、1 年に 1 度、公正取引委員会に対して報告する。

第 6 本件問題解消措置に対する評価

当事会社により前記第 4 の 1 に記載の据置型超音波観測装置及び超音波内視鏡の接続性の確保等の継続の措置が採られた場合、当該措置が継続する間、超音波内視鏡市場における市場閉鎖を行うことはできないと考えられる。

また、前記第 4 の 2 に記載の情報遮断措置が採られた場合には、A 社の競争上の秘密情報が当事会社グループ内において共有されることはなく、A 社の競争上の秘密情報の入手による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと考えられる。

さらに、履行監視の観点から、前記第 4 の 3 に記載の定期報告は有効な措置であると認められる。

以上のことから、本件問題解消措置により、超音波内視鏡市場における市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

第 7 結論

当事会社が本件問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。